## 審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		犬の登録申請								
根拠法令及び条項		狂犬病予防法 第4条第2項								
	■ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第4条第2項第1号に該当)									
	公表 ■	公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)								
【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)										
審查基準	【参考】 狂犬病予防法(昭和25年8月26日法律第247号) (登録) 第四条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。 (略)									
審 査 基 準 設定年月日		令和6年3月27日 審 査 基 準 最終変更年月日 年 月 日								
標準処理期間		<ul><li>■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。)</li><li>期間(1日)</li><li>□ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第1号に該当)</li></ul>								
標準処理期間 設定年月日		年 月 日 標準処理期間 年 月 日								
所管部署		環境経済部みどり環境課								

備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。